

宝 相 第 1 号 の 269
令和2年(2020年)2月21日

宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会
会長 松原 孝彦 様

宝塚市長 中川 智子

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、市政につきまして貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。
います。

お寄せいただきましたご意見につきましては、さっそく検討させていただきます
ましたので、その結果を次のとおり回答いたします。

太陽設備宝塚発電所開発計画に関する緊急要望

(回答)

住民の皆様におかれましては、防災上の措置や施設の安全性、景観、緑地保全などの懸念をお持ちのことと存じますが、当該開発計画は、「森林法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「兵庫県総合治水条例」、「兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(以下、「太陽光条例」という。)」など、多くの法令等が関係しており、現在、関係行政機関において、これらの法令等の基準に基づいて計画内容を確認しているところです。

計画内容の説明については、事業者による説明会が開催され、特定開発事業申請手続きにおける事業計画に対する地域住民等意見への事業者の見解書も示されていますが、環境影響評価の実施や法面における在来種での緑化吹付播種など、事業者と地域住民の意見の相違もあることから、本市としても、住民の皆様との話し合いを事業者に求めてきました。

環境影響評価の実施については、事業者に自主的な実施をお願いしていますが、現時点では、実施できない旨の回答を受けています。今後も、可能な限り生態系の調査や保全に向けた努力を行うことを事業者へお願いしてまいります。また、本市としても、ひょうたん池周辺の希少生物調査を行うなど、生態系の保全に向けた努力を行っているところです。

県の太陽光条例では、事業者は、事業計画内容について、近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならないと定められており、また、宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例においては、再生可能エネルギー

の利用の推進は、地域での影響に配慮して周辺住民との十分な合意形成に努めた上で行われなければならないと定めています。このような状況を踏まえ、事業計画が関係法令の基準を満たす場合においても、事業の実施に当たっては、施工期間中や完了後も含めて、地域住民との合意形成に向けた努力は必要であると考えますので、本市としても引き続き、事業者地域の皆様と話し合いを行うよう求めてまいります。

敬具